

令和 7 年度 大阪狭山市下水道事業経営審議会（第 1 回）



令和7年 7 月25日
水政策部

目次

1. 令和6年度大阪狭山下水道事業会計決算及び
令和7年度大阪狭山市下水道事業の進捗状況について
2. その他報告事項について

1. 令和6年度大阪狭山市下水道事業会計決算及び 令和7年度大阪狭山市下水道事業の進捗状況について



(1) 老朽化対策

⇒ストックマネジメント計画



(2) 地震対策

⇒大阪狭山市下水道総合地震対策計画



(3) 浸水対策

⇒三津屋川（雨水）幹線改築工事計画



(4) 経営の健全化

⇒大阪狭山市下水道事業経営戦略

(1) 老朽化対策（ストックマネジメント計画） 1/2

[概要] 標準耐用年数（50年）を超えた管を単純に改築するのではなく、

施設の重要度に応じて定めた頻度により、計画的に下水道管の点検・調査を実施。（50年経過した管きよの点検・調査は100%達成）

その調査結果をもとに、下水道管の健全度評価を行い、実施計画期間を5カ年として、対策が必要な下水道管の改築を実施中。

表1 下水道管の点検・調査頻度

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準
污水管きよ、污水マンホール、污水マンホール蓋 (腐食性環境：重要な幹線)	点検：5年に1度 調査：10年に1度または、点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
污水管きよ、污水マンホール、污水マンホール蓋 (一般環境：重要な幹線)	点検：5年に1度 調査：20年に1度または、点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
污水管きよ、污水マンホール、污水マンホール蓋 (一般環境：その他の管路)	点検：20年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
雨水管きよ、雨水マンホール、雨水マンホール蓋	点検：20年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施

下水道ストックマネジメント計画より抜粋

表2 健全度評価(緊急度判定)

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合
Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満に延長できる
Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる
劣化なし	—	—

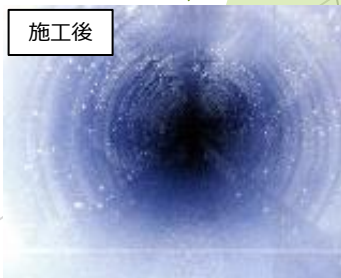
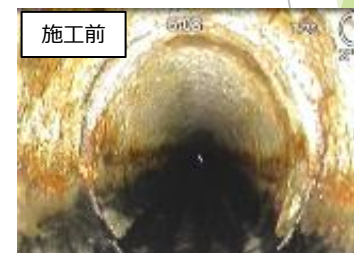
緊急度Ⅰ、Ⅱの判定箇所は、改築工事を実施
(実施計画期間5カ年ごと)



テレビカメラ搭載車
(下水道管内詳細調査)



下水道管内の状況



下水道管更生工事（施工前後）

(1) 老朽化対策（ストックマネジメント計画） 2/2

○ 改築工事の進捗率は下図のとおり

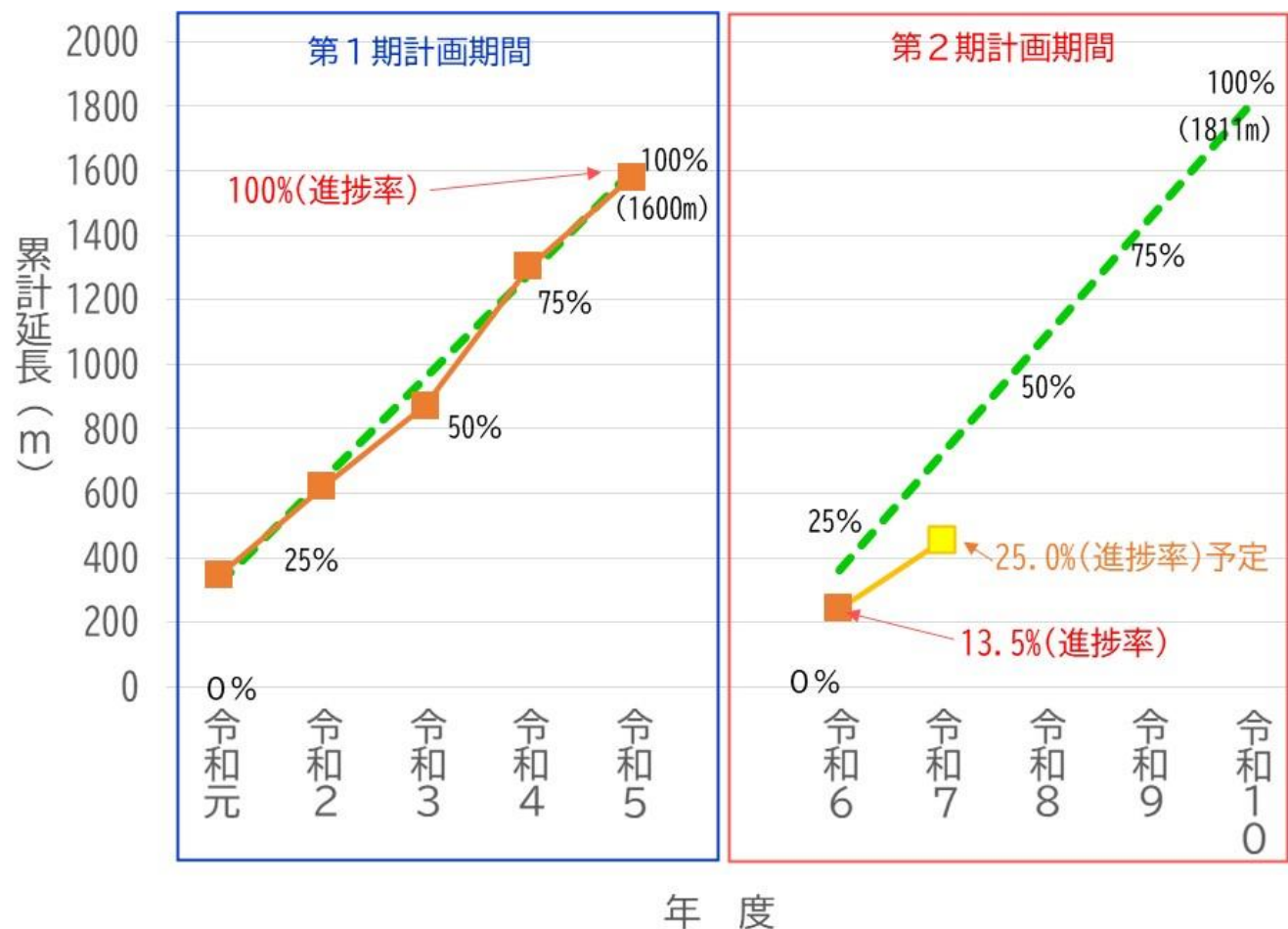


図1 下水道管改築工事の進捗率

--- 計画延長（累計）
 ■ 実績延長（累計）
 % 計画進捗率
 黒字：計画
 赤字：実績

表3 計画値と実績値(第2期計画期間)

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
計画値 (累計延長) 単位:m	362.2	724.4	1,086.6	1,448.8	1,811.0
実績値 (累計延長) 単位:m	243.6	452.5 (予定)			
進捗率 単位:%	13.5	25.0 (予定)			

- ・第1期(令和元年度～令和5年度)計画は、**進捗率100%(計画通り)**
- ・第2期(令和6年度～令和10年度)計画の進捗率は、令和7年度末(予定)で25.0%と**やや遅延**。

(2) 地震対策（下水道総合地震対策計画）

[概要] 本市の重要な幹線（汚水：L=40.7km）を対象に耐震診断を実施し、耐震性の不足する箇所の耐震化工事を実施。

- ・重要な幹線とは…幹線管渠、緊急輸送路下部の管路、防災拠点からの排水を受ける管路など。
- ・耐震化の対象…耐震診断結果より、マンホールの耐震化工事を実施。
- ・5カ年を実施計画期間とし、15年（短期、中期、長期計画）で計画的に耐震化工事を実施中。

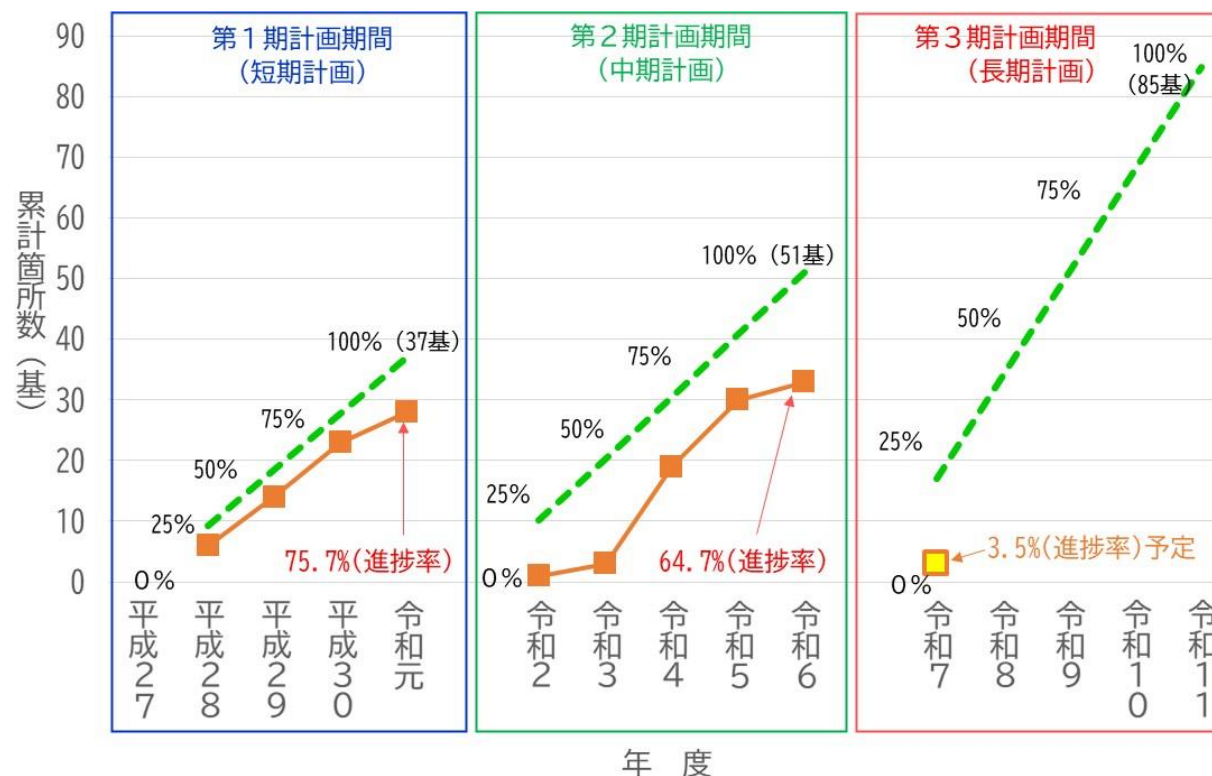


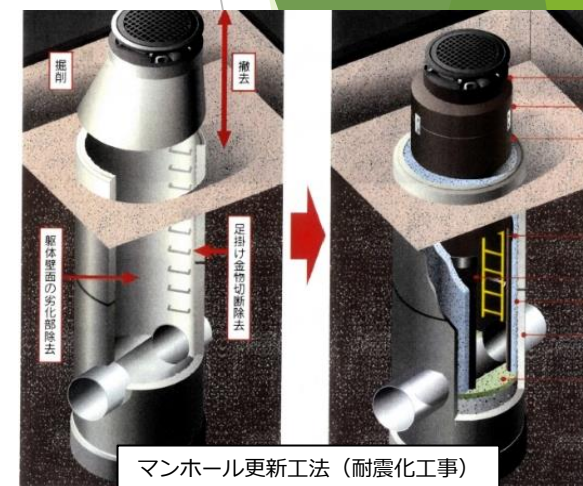
図2 マンホール耐震化工事の進捗率

— 計画箇所数 (累計)
 ■ 実績箇所数 (累計)
 % 計画進捗率
 黒字：計画
 赤字：実績

表4 計画値と実績値

年度	令和6(第2期までの実績)	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画値 (累計箇所数) 単位:基	51	17.0	34.0	51.0	68.0	85.0
実績値 (累計箇所数) 単位:基	33	3.0 (予定)				
進捗率 単位:%	64.7	3.5 (予定)				
備考	令和6年度の実績値は3箇所 ※計画値(箇所数)は仮 (令和7年度に耐震診断を行うため)					

- ・1期、2期の進捗率は、それぞれ75.7%と64.7%と全体的に遅延。
- ・1期、2期の未施工の箇所は、3期に含み施工予定。



(3) 浸水対策（三津屋川（雨水）幹線改築工事計画） 1/2

[概要] 供用開始から50年以上が経過しており、老朽化が顕著にみられる三津屋川幹線の改築工事。（下水道ストックマネジメント計画）

現在施工中の断面は、幅4.0m×2.5m

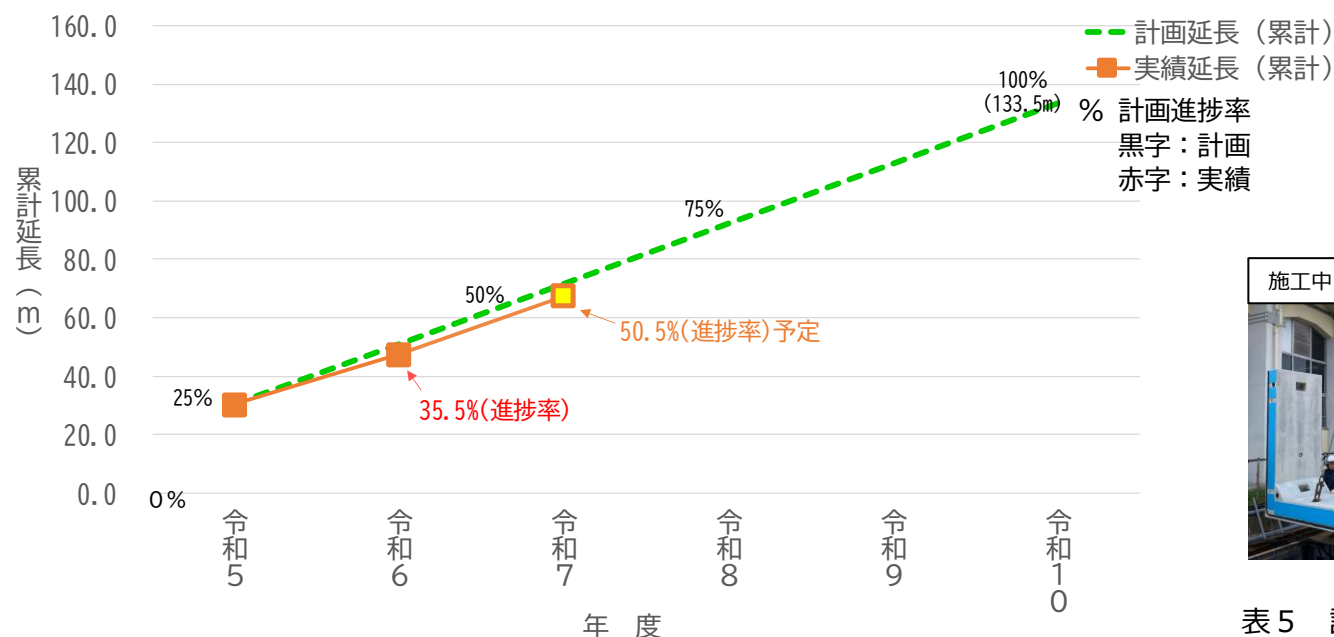


図3 三津屋川幹線改築工事の進捗率

- ・進捗率は、令和7年度末（予定）で50.5%と概ね計画通り
- ・投資額が大きいため、予算の継続確保が課題
 - 令和5～6年度の実績値L = 47.5mの施工費は、
305,739,500円（1m当たり約6,440千円）
（令和6年度分は債務工事で施工中のため、現在の契約額）



表5 計画値と実績値

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
計画値 (累計延長) 単位:m	30.2	50.8	71.4	92.1	112.8	133.5
実績値 (累計延長) 単位:m	30.2	47.5	67.5 (予定)			
進捗率 単位:%	22.6	35.5	50.5 (予定)			
備考	※年度は、発注年度(債務工事)					

(3) 浸水対策（三津屋川（雨水）幹線改築工事計画） 2/2

○ 全体計画について

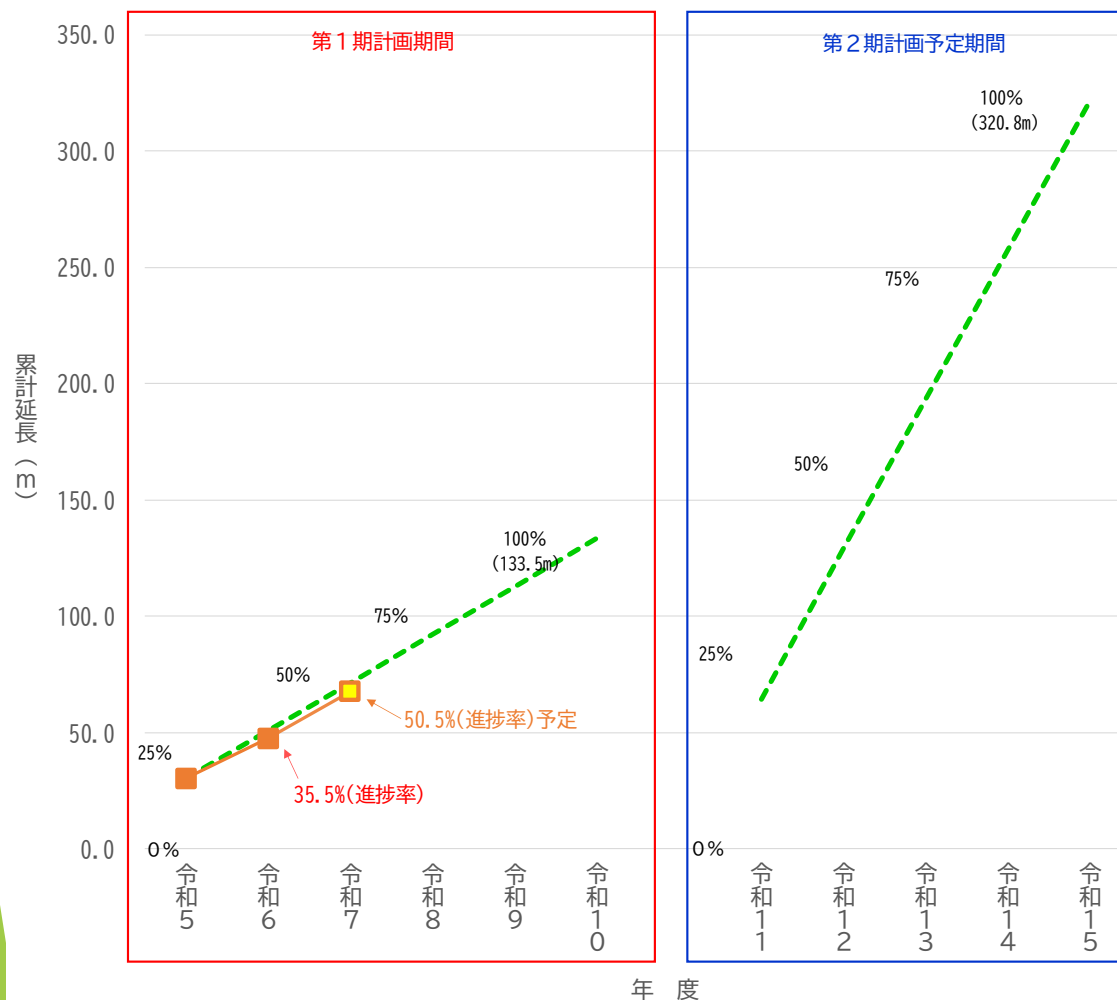


図4 改築工事の進捗率

--- 計画延長（累計）

■ 実績延長（累計）

% 計画進捗率

黒字：計画

赤字：実績

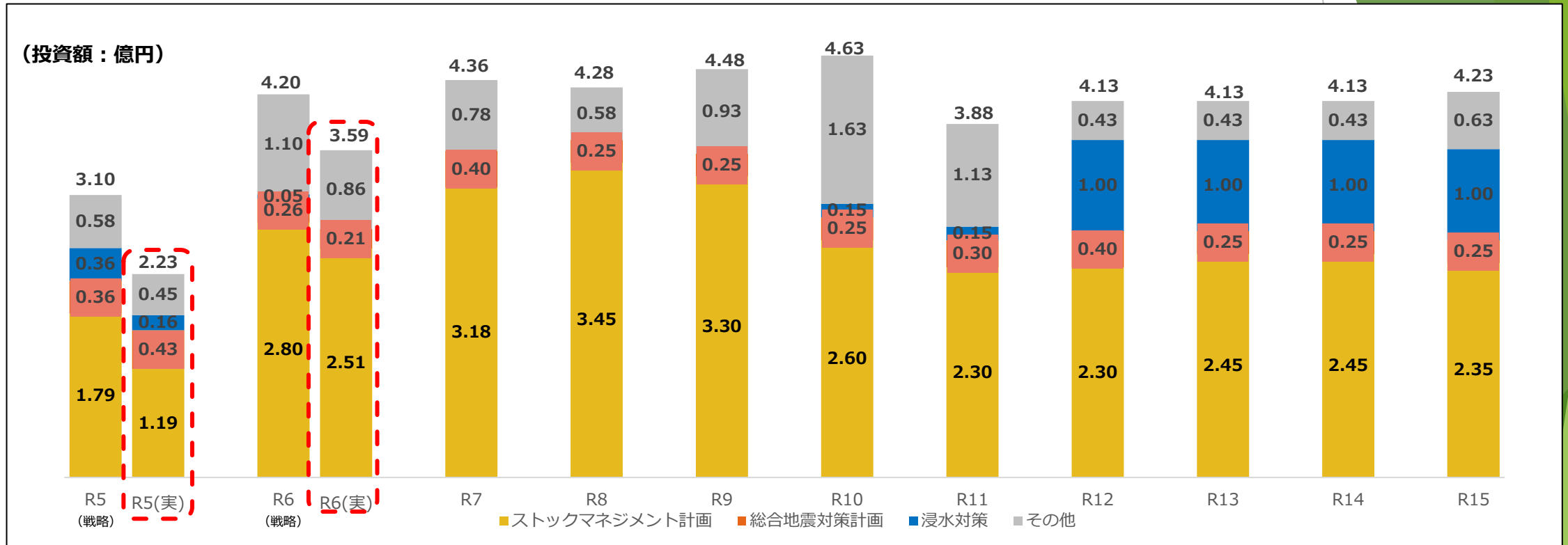
表6 単年度の計画延長と工事費

年度	第1期						第2期				
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
計画延長 (単年度) 単位:m	30.2 (30.2)	20.6 (17.3)	20.6	20.7	20.7	20.7	64.2	64.2	64.2	64.2	64.0
工事費 (単年度) 単位:千円	205,841	99,899	150,000	150,000	150,000	150,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
備考	※年度は、発注年度(債務工事) 令和5、6年度の()は実績値 第2期の工事費は、計画延長からの割合										

[課題]

- 第2期計画は、施工延長を伸ばせないか検討中の内容。
(年間5億円)
- 第3期以降の計画は未定であり、**事業完了年度の設定が必要**。
→改築が必要な全体延長は、 $L = 2,569.7\text{m}$
1期計画(約20m/年)の施工延長でいくと約130年かかる。

【今後の事業計画について】

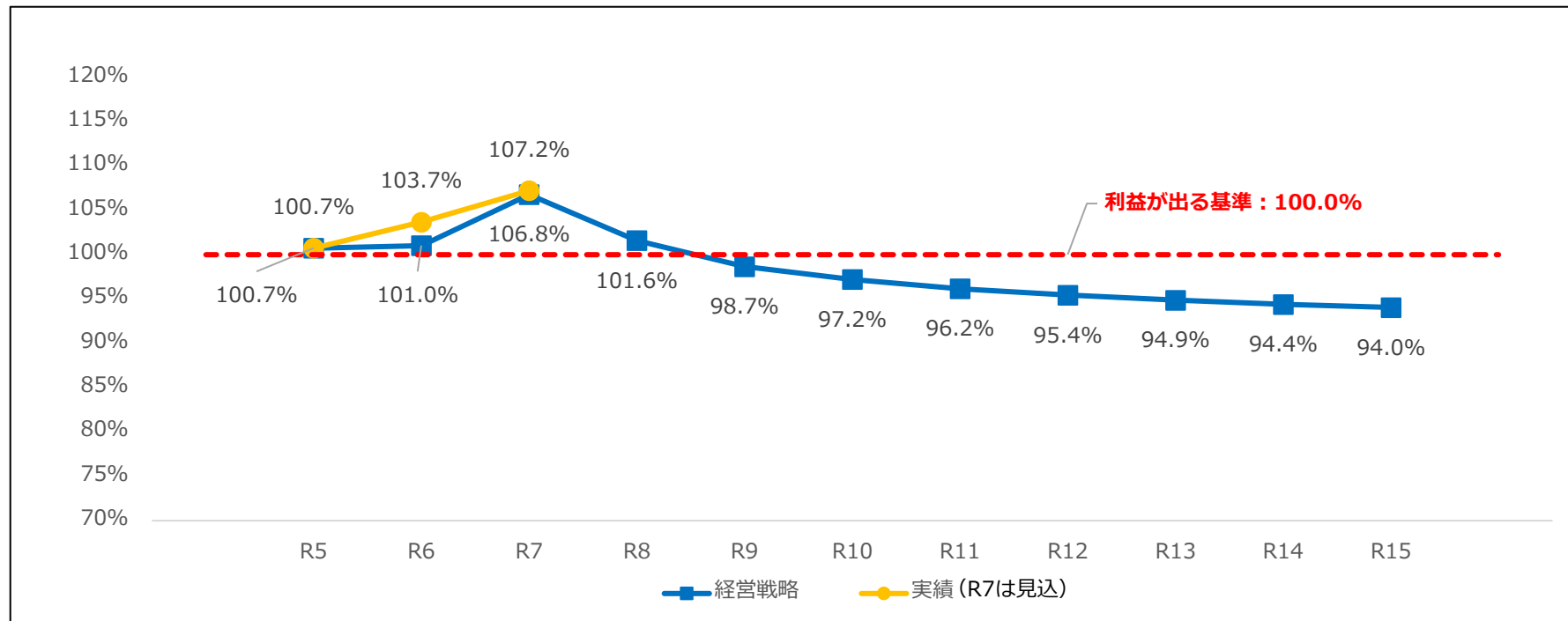


※三津屋川（雨水）幹線改築工事についてはストックマネジメント計画に含まれる。

※「その他」には、ポンプ場施設改良工事、各計画変更事業、柵設置工事、路面復旧工事等が含まれる。

(4) 経営の健全化

【経常収支比率】



●経常収支比率とは

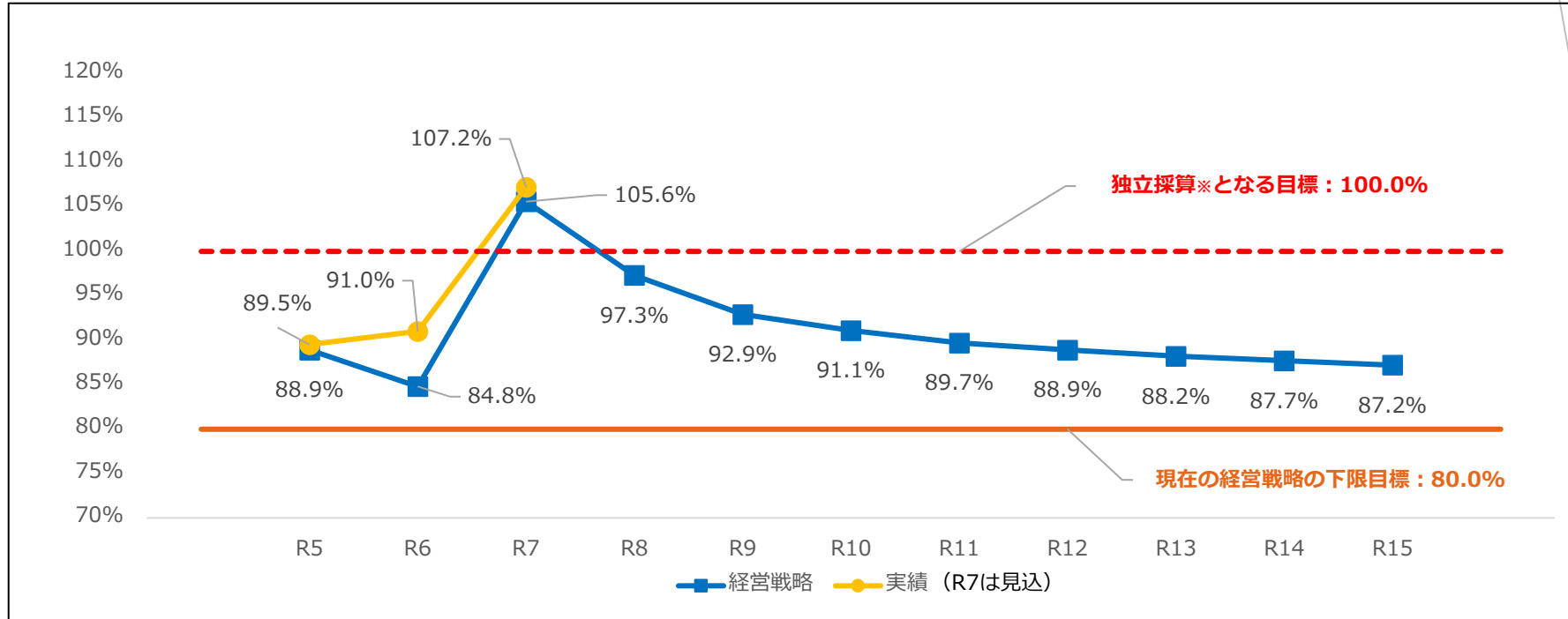
<計算式>

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

<指標の意味>

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。

【経費回収率】



●経費回収率とは

<計算式>

下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分除く）×100

<指標の意味>

汚水処理に係る経費を下水道使用料収入でどれだけまかなえているかを示す指標。100%を下回っているということは、一般会計繰入金に依存した経営状況を表す。

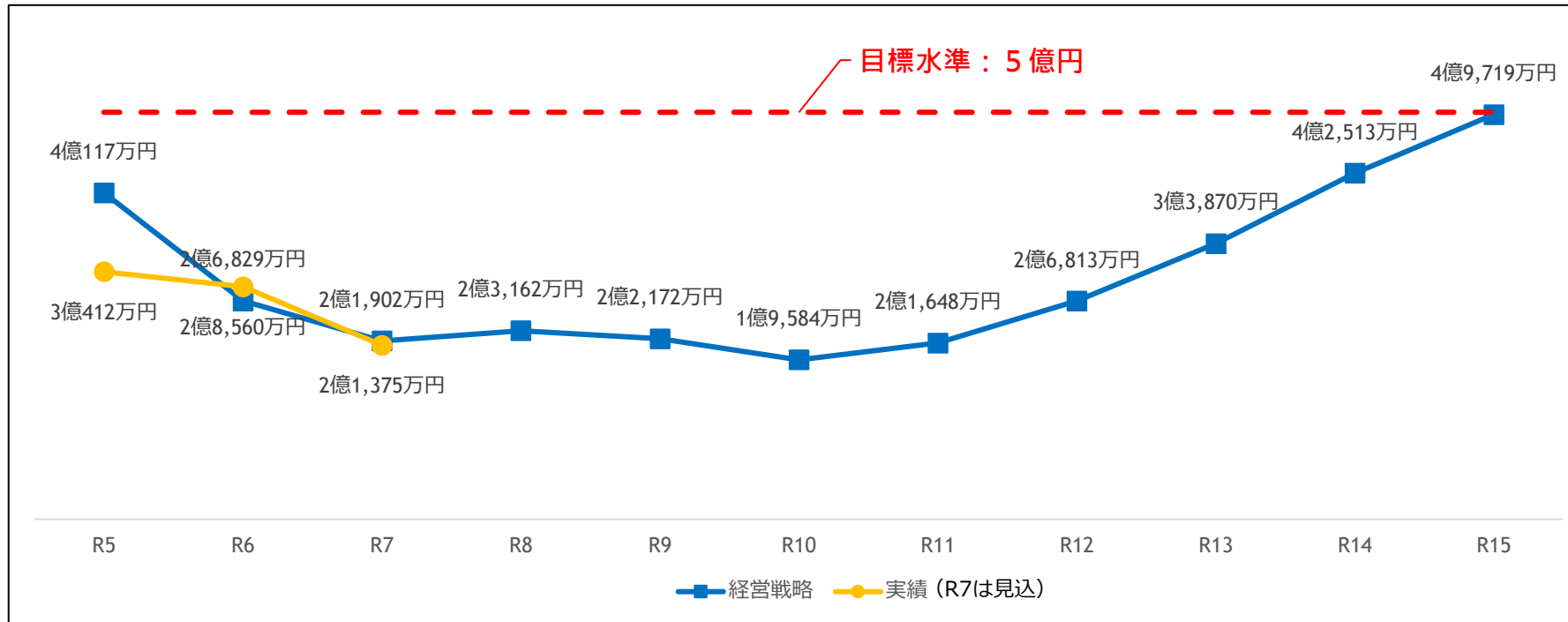
※独立採算について

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。

※経営戦略の下限目標について

経費回収率が80%を下回ると、国からの社会資本整備総合交付金が交付されない可能性がある。

【現金預金残高】



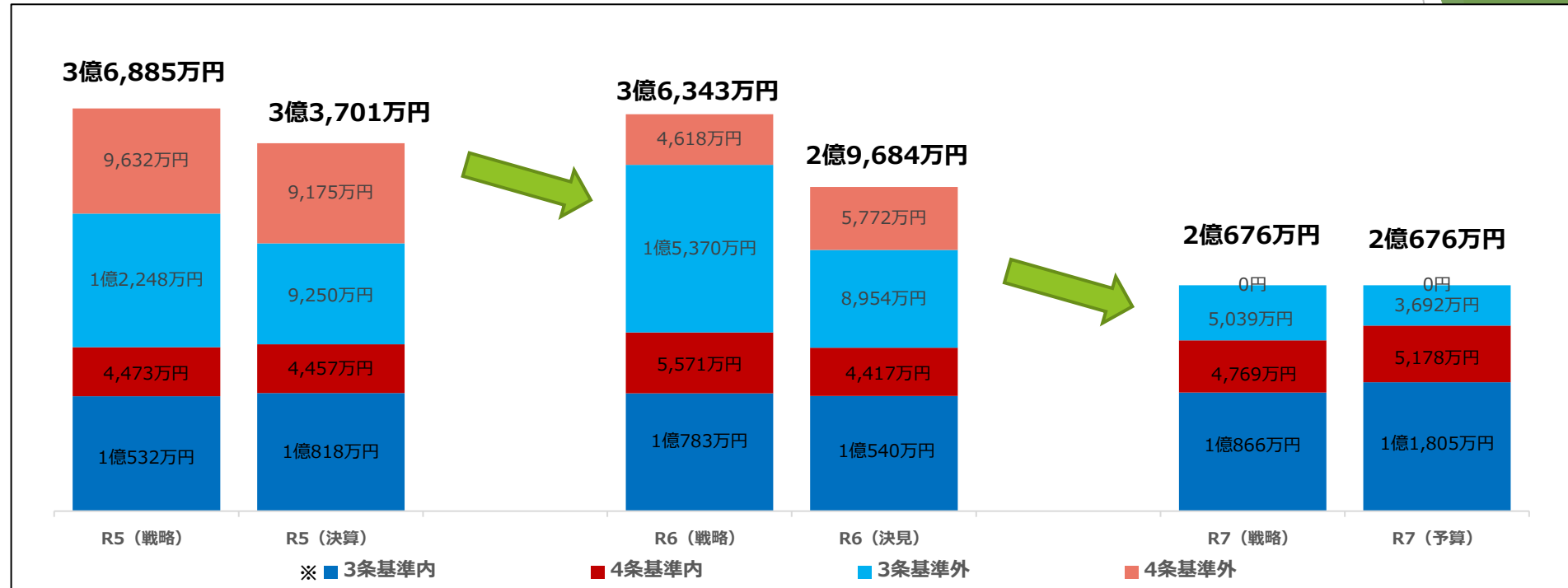
●現金預金残高について

令和15年度末残高の目標残高は5億円。

＜目標水準＞

- ・年度使用料収入の半年分相当。
- ・年度の建設改良費相当。

【一般会計繰入金】



●繰入金について

下水道事業は汚水処理費については下水道使用料で賄い、雨水処理費等については公費（税金）で賄うべきものとされている。

➡ **雨水公費汚水私費の原則**

公費は総務省が定める繰出基準（**基準内繰入**）に基づいて、一般会計繰入金（財源は税金）として下水道事業に充てられるが、それだけでは経営が成り立たない場合、**基準外繰入**が充てられている。基準外繰入が多いと教育や福祉等の本来の市の行政サービスの財源が少なくなる。

※ 3条（予算）と4条（予算）とは

公営企業は3条予算と4条予算の2本立てになっており、2つの予算の収支バランスを検討する必要がある。

（3条予算でお金を貯めて、4条予算に充てる。）

3条予算 ➡ 日々の事業活動の損益を表すもの。

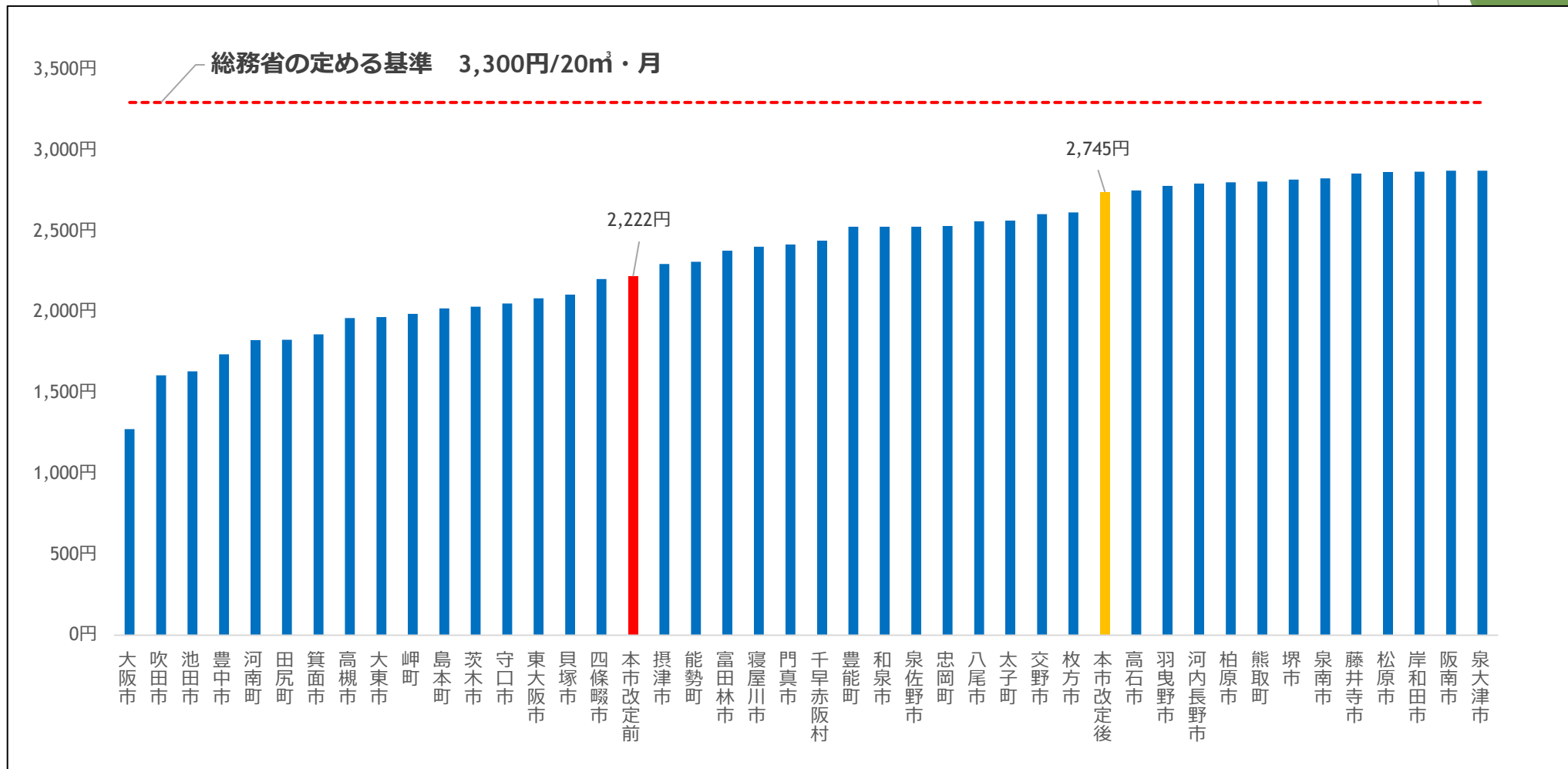
4条予算 ➡ 将来の事業活動を支えるための投資を表すもの。

2. その他報告事項について

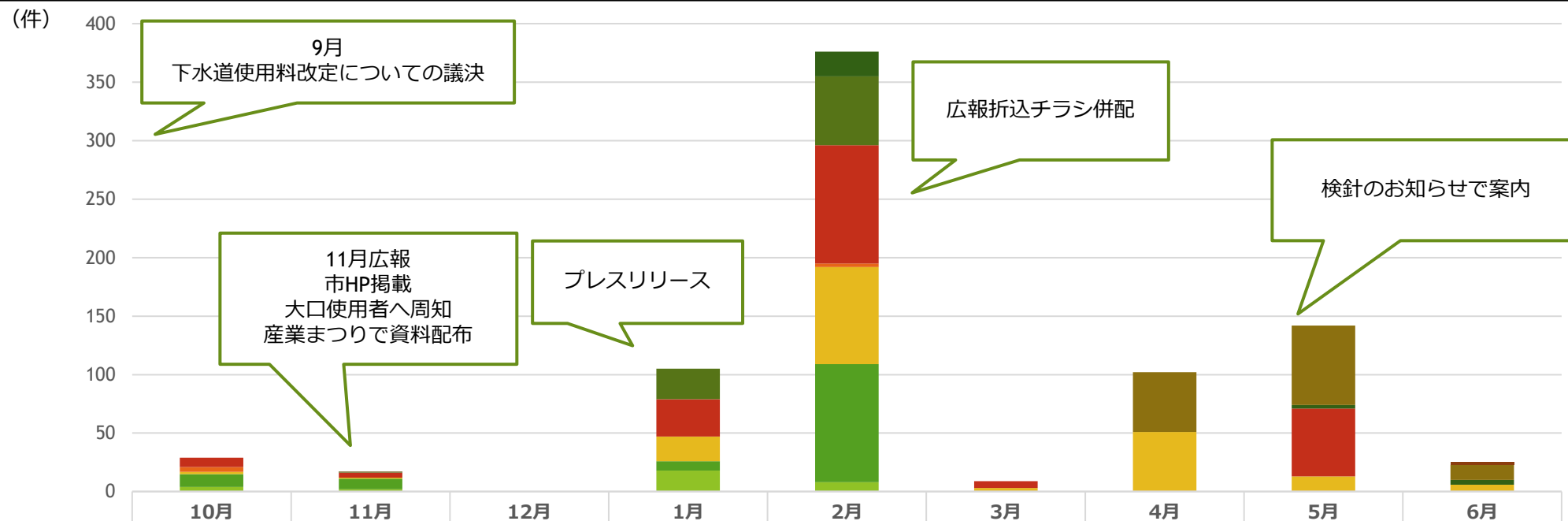
- (1) 下水道使用料の改定について
- (2) 下水道管路の全国特別重点調査の概要

(1) 下水道使用料の改定について

●大阪府内の下水道使用料の比較（1ヶ月に20m³使用した料金（税込））（R7.4時点）



●下水道使用料の改定に対する問い合わせ状況（R7.6.30時点）



■ どのように案内（周知）していたか									2
■ 値段が上がっていることについて							51	68	13
■ 水道料金もあがるのか					21			3	4
■ 案内チラシの内容について				26	59				
■ 早見表について		1							
■ どれくらいあがるのか	8	4		32	101	6		58	
■ 他に救済はないのか	4				3				
■ 計算方法を教えてほしい	2	1		21	83	3	51	13	6
■ いつから改定するのか	11	9		8	101				
■ なぜ改定するのか	4	2		18	8				

(2) 下水道管路の全国特別重点調査の概要

● 埼玉の事故を受けての当面の工事概要

埼玉県により、キャビンへのアクセスのための土木の措置を実施中（～5月前半見込）

- ① 下水をバイパスさせるための仮排水管を整備
- ② 上部からのキャビン救出立坑を整備
- ③ 上流からキャビンに向けて掘削



下水道管路の全国特別重点調査の概要

国土交通省

1. 調査対象： 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化： 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

- 管路内調査： 潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査
※優先実施箇所では、緊急度がⅠ、Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施
- 空洞調査： 緊急度がⅠ、Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化： 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒ 腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上		ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

国の要請している大口径下水道管(管径2m以上)の調査



「本市に該当なし」

要請対象はないが、本市の重要汚水幹線を対象に自主的に調査

- [対象]
- ・ 管径500mm以上
 - ・ 延長4.4km
 - ・ 期間：令和7年2月4日～7日



「異常なし」

